

年税第 32 号

平成 30 年 7 月 11 日

岡山県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会  
常任理事 小玉 弘之



平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による被害（平成 30 年）  
に係る災害復旧資金について

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による被害（平成 30 年）については、災害救助法の適用により、独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金を利用できます。

つきましては、貴会関係会員へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

詳細は福祉医療機構又は最寄りの福祉医療機構代理貸付取扱金融機関にご相談ください。

なお、福祉医療機構のホームページ

( [http://www.wam.go.jp/hp/home-topics\\_list-recovery-tabid-1144/](http://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/) )におきまして、詳細な融資条件等を掲載されていますのでご参照ください。



WAM > 医療貸付事業 > 災害復旧資金等のお取扱いについて

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業  
リサーチ/セミナー/  
コンサルティング

WAM助成  
(社会福祉振興助成事業)

子供の未来応援基金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険  
事業

WAM NET事業  
(福祉保健医療情報サービ  
ス事業)

年金担保貸付事業・  
労災年金担保貸付事業

承継年金住宅融資等  
債権管理回収事業

福祉医療機構  
各事業の基本 Q&A **WAM**

福祉・医療貸付の  
ご融資をご利用中  
のみなさまへ

電子申請

⇒ ご活用ください

WAM助成  
e-ライブラリー  
(電子図書館システム)

社会福祉振興助成事業で実施した過去の助成事業の概要や報告書などの成果物を検索して閲覧することができます。

## 医療貸付事業

### 災害復旧資金等のお取扱いについて

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。  
福祉医療機構では、被災された施設の復旧を支援するため、さまざまな優遇措置を実施しております。詳細につきましては、以下をご覧ください。

- ※ 東日本大震災により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。
- ※ 平成28年熊本地震により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。

#### 第1. 災害復旧資金について

#### 第2. 激甚災害指定に係る災害復旧資金の特別措置について

#### 第3. 降灰防除資金について

### 第1. 災害復旧資金について

#### 1. 災害復旧資金のご融資について

- (1) 対象となる方と貸付金の種類
- (2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容
- (3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先

#### 2. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

#### 3. 災害復旧資金のお取り扱い地域

### 1. 災害復旧資金のご融資について

#### (1) 対象となる方と貸付金の種類

##### ① 対象となる方

- (イ) 施設等に直接被害を受けた方
- (ロ) 施設等に直接被害を受けなかったが、交通機関の途絶等により、一時的に取扱患者等が著しく減少したことにより運転資金に不足をきたした方

※市町村長等の発行する災害証明書が必要となります。

※現在災害復旧資金のお取り扱いをしている地域は[こちらの地域](#)です。

##### ② 貸付金の種類

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金となります。

①の(ロ)の場合は、長期運転資金以外は通常貸付となります。

#### (2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

##### ① 融資率

災害復旧資金

90%

通常

70~80% ※

※病院の乙種増改築資金と助産所の通常分の融資率については、60%となります。

② 貸付限度額

各種資金は通常の貸付限度額の2倍の範囲内となります。

(イ) 甲種増改築資金・乙種増改築資金

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	10億円	5億円
介護老健	14億4,000万円	7億2,000万円

※増改築資金には取壊し新築等建替え事業を含み、仮設建物の建設又は既設建物の補修等に要する資金も対象とします。

(ロ) 機械購入資金

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	5,000万円	2,500万円
介護老健	1億円	5,000万円

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ハ) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
病院	3,000万円	1,500万円
診療所	600万円	300万円
介護老健	2,000万円	1,000万円

③ 無担保貸付額

②の(イ) から (ハ) の貸付金額の合計額500万円を上限とする無担保のご融資が可能です。

④ 償還(据置)期間

機械購入資金、長期運転資金については最長6月延長できます。

(イ) 機械購入資金

		災害復旧資金	通常
償還期間 (うち据置期間)	病院の	最長10年6月	10年
	先進医療機器	(最長1年)	(6月)
	上記以外の 医療機器・備品	最長5年6月 (最長1年)	5年 (6月)

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ロ) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間 (うち据置期間)	最長3年6月 (最長1年)	3年 (6月)

(参考) 増改築資金 (期間延長はありません)

		耐火構造	その他構造
償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年	最長15年
		(最長3年)	(最長2年)
	診療所	最長20年	最長15年
		(最長1年)	(最長1年)
	介護老健	最長30年	最長15年
		(最長3年)	(最長2年)

⑤ 貸付利率

貸付利率は、契約締結時点の利率が適用されます。10年ごとに金利を見直しする制度もあります。  
 貸付利率の詳細につきましては、償還期間等によって異なる場合がありますので、お問い合わせください。  
 ※ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乘せされます。  
 ※ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しております。

⑥ 取扱期間

災害が発生した日から起算して6月目の月末までのお取扱いとなります。

【(3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本 (北海道から三重県まで) に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9940

Fax: 03-3438-0659

西日本 (福井県から鹿児島県まで) に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240

2. 既往のご融資 (返済条件の緩和) についてのお問い合わせ先

被災地の貸付先であって直接被害を受け、又は直接被害を受けなかったが取扱患者の減少等により元金の償還が困難となった開設者の方については、被災時から6月を超えない範囲内での約定元金の償還猶予をはじめ、返済条件の緩和をご案内できる場合がございますのでご相談ください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

Tel: 03-3438-9936

3. 災害復旧資金のお取り扱い地域 (災害発生日より近い日付順で掲載 (過去1年間))

【平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被害 (平成30年)

災害救助法適用日	対象地域
平成30年7月6日	安芸市、香南市、長岡郡本山町
	高知県
平成30年7月7日	宿毛市



平成30年7月8日		土佐清水市、幡多郡三原村
平成30年7月6日	鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
平成30年7月5日	広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
平成30年7月5日	岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町
平成30年7月6日		小田郡矢掛町
平成30年7月5日	京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
平成30年7月5日		豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町
平成30年7月6日	兵庫県	姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町
平成30年7月7日		養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
平成30年7月5日	愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
平成30年7月6日	岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
平成30年7月8日		岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町

※取扱期間は、平成31年1月31日までとなります。

**平成30年大阪府北部を震源とする地震による被害（平成30年）**

災害救助法適用日	対象地域	
平成30年6月18日	大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町

※取扱期間は、平成30年12月31日までとなります。

**平成29年度豪雪による被害（平成30年）**

災害救助法適用日	対象地域
平成30年2月14日	新潟県 長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

※取扱期間は、平成30年8月31日までとなります。

■ 平成30年2月4日からの大雪による被害（平成30年）

災害救助法適用日	対象地域
平成30年2月6日	福井県 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町
平成30年2月13日	越前市

※取扱期間は、平成30年8月31日までとなります。

※ 東日本大震災により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。

※ 平成28年熊本地震により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。

第2. 激甚災害指定に係る災害復旧資金の特別措置について

激甚災害の指定及びそれに伴う貸付利率の特例に係る閣議決定があった場合には、次の優遇措置が適用されます。

1. 災害復旧資金のご融資について
  - (1) 対象となる方と貸付金の範囲
  - (2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容
  - (3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先
2. 既往のご融資（返済条件の緩和）についてのお問い合わせ先

1. 災害復旧資金のご融資について

■ (1) 対象となる方と貸付金の範囲

① 対象となる方

- (イ) 激甚災害に指定された災害により被害を受けた特定の区域内※に事業所を有する医療関係施設等の開設者であって、
- (ロ) 事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる被害を受けた旨の証明（機構所定の様式）を町長その他相当な機関から受けた方。

② 貸付金の種類

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金となります。

①の(ロ)の場合は、長期運転資金以外は通常貸付となります。

※現在災害復旧資金のお取り扱いをしている地域は[こちらの地域](#)です。

■ (2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

① 融資率

	災害復旧資金	通常
	90%	70～80% ※

※病院の乙種増改築資金と助産所の通常分の融資率については、60%となります。

② 貸付限度額

各種資金は通常の貸付限度額の2倍の範囲内となります。

(イ) 甲種増改築資金・乙種増改築資金（ただし標準建設費を基準とする。）

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	10億円	5億円
介護老健	14億4,000万円	7億2,000万円

※増改築資金には取壊し新築等建替え事業を含み、仮設建物の建設又は既設建物の補修等に要する資金も対象とします。

(ロ) 機械購入資金

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	5,000万円	2,500万円
介護老健	1億円	5,000万円

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ハ) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
病院	3,000万円	1,500万円
診療所	600万円	300万円
介護老健	2,000万円	1,000万円

③ 無担保貸付額

②の(イ) から (ハ) の貸付金額の合計額500万円を上限とする無担保のご融資が可能です。

④ 償還(据置)期間

機械購入資金、長期運転資金については最長6月延長できます。

(イ) 機械購入資金

		災害復旧資金	通常
償還期間	病院の	最長10年6月	10年
	先進医療機器	(最長1年)	(6月)
(うち据置期間)	上記以外の	最長5年6月	5年
	医療機器・備品	(最長1年)	(6月)

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ロ) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長3年6月	3年

(うち据置期間)	(最長1年)	(6月)
(参考) 増改築資金 (期間延長はありません)		
	耐火構造	その他構造
	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)
	病院	
償還期間 (うち据置期間)	診療所	
	最長20年 (最長1年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	
	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)

⑤ 貸付利率

貸付契約締結後3年間貸付金額1千万円まで、通常の貸付利率を0.9%引き下げる優遇措置を実施しております。ただし、下限利率は0.2%までとなります。

貸付利率は、契約締結時点の利率が適用されます。10年ごとに金利を見直しする制度もあります。

貸付利率の詳細につきましては、償還期間等によって異なる場合がありますので、お問い合わせください。

※ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます。

※ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しております。

(3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本 (北海道から三重県まで) に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9940

Fax: 03-3438-0659

西日本 (福井県から鹿児島県まで) に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240

2. 既往のご融資 (返済条件の緩和) についてのお問い合わせ先

被災地の貸付先であって直接被害を受け、又は直接被害を受けなかったが取扱患者の減少等により元金の償還が困難となった開設者の方については、被災時から6月を超えない範囲内での約定元金の償還猶予をはじめ、返済条件の緩和をご案内できる場合がございますのでご相談ください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

Tel: 03-3438-9936

第3. 降灰防除資金について

1. 貸付の対象及び資金使途

(1) 貸付けの対象

(2) 資金使途

2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

(1) 貸付限度額

(2) 償還 (据置) 期間

(3) 貸付利率



**3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先**

**4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先**

**5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域**

**1. 貸付の対象及び資金用途**

**(1) 貸付けの対象**

活動火山対策特別措置法に基づき降灰防除地域に指定された市町村※に現に開設する医療関係施設等の開設者です。

**(2) 資金用途**

降灰による支障を防止し、又は、軽減するための設備（防じんのための窓に設けられる戸及び窓わく並びに空気調和設備）に必要な増改築資金となります。

※現在の対象地域は[こちらの地域](#)です。

**2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容**

**(1) 貸付限度額**

① 40床を超える病院

通常の貸付限度額に別枠6千万円※を加えた範囲内となります。

② 上記①以外のもの

通常の貸付限度額に別枠4千万円※を加えた範囲内となります。

※通常の貸付限度額に加えて別枠を利用する借入申込については、降灰により施設運営に支障をきたしている事実についての都道府県知事の証明書が必要です。

**(2) 償還（据置）期間**

通常の貸付と同じです。

(参考) 増改築資金（期間延長はありません）

	耐火構造	その他構造
病院	最長30年	最長20年
	(最長3年)	(最長2年)
償還期間 (うち据置期間)	最長20年	最長15年
	(最長1年)	(最長1年)
診療所	最長30年	最長20年
	(最長3年)	(最長2年)
介護老健	最長30年	最長20年
	(最長3年)	(最長2年)

**(3) 貸付利率**

通常の貸付と同じです。

**3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先**

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9940

Fax: 03-3438-0659

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240

**4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先**

ご返済に関するご相談を個別に承ります。ご遠慮なくお問い合わせください。

**お問い合わせ先**

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

Tel: 03-3438-9936

**5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域**

**霧島山（新燃岳）の噴火に伴う降灰（平成23年）**

活動火山対策特別措置法適用日		対象地域
平成23年2月25日	宮崎県	都城市、日南市、小林市、三股町、高原町

[🏠 ページのTOPに戻る](#)